

災害時における県営水道の送水管を活用した応急給水に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模地震などの自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、応急給水拠点における給水作業に必要な装置の着脱に係る技術的作業者のあっせんについて、埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）との協力事項を定めるものである。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に市町等から応急給水の要請があった場合、乙に対し、県営水道の送水管を活用した応急給水作業（以下「応急給水作業」という。）について協力を要請するものとする。

2 甲が行う乙への協力要請は、次に掲げる各号について文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等による要請も認めることとし、後日、文書を提出するものとする。

(1) 協力要請市町等とその連絡責任者氏名及び連絡先

(2) 断水発生場所と被害状況

(3) 応急給水作業の内容

(4) その他、協力に必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急給水装置の設置体制等を整え、可能な限り協力するものとする。

4 災害により通信手段が断絶している場合には、本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、協力要請市町等から乙の組合員に対し直接要請を行えるものとする。

(報告)

第3条 乙又は乙の組合員は、応急給水装置の設置及び撤去が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

(連絡体制等)

第4条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県企業局水道管理課、乙においては埼玉県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するものとする。

3 甲及び乙は、前項の担当者等を定めたときは、文書により相手方に通知するも

のとする。担当者等を変更した場合も同様とする。

(訓練)

第5条 甲は乙及び市町等と協力して、応急給水装置の設置、撤去及び応急給水作業に必要な訓練を定期的実施するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の締結を証するため本書二通を作成し、各自その一通を保有するものとする。

平成26年8月4日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

甲 埼玉県

埼玉県公営企業管理者

松岡 進

埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目14番11号

乙 埼玉県管工事業協同組合連合会

会長

大澤規郎